

財政説明書の作成及び公表に関する条例

〔 昭和 44 年 8 月
共衛条例第 1 号 〕

改 正 平成 4 年 1 月 共衛条例第 1 号 平成 23 年 6 月 山広環条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による財政に関する事項を説明する文書（以下「財政説明書」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の時期等)

第 2 条 財政説明書の公表は、毎年 5 月及び 11 月にこれを行うものとする。

2 管理者は、天災その他さけることのできない事故により、前項の期月に財政説明書を公表することができないときは、当該事故の止んだときから 1 月以内においてこれを公表するものとする。

第 3 条 前条第 1 項の規定により、5 月に公表する財政説明書においては、前年 10 月 1 日から当年 3 月 31 日まで、11 月に公表するものにおいては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者において必要と認める事項

（平 23 条例 1・一部改正）

(公表の方法)

第 4 条 財政状況説明書の公表は、山形広域環境事務組合公告式条例の定めるところに従い、告示によりこれを行うものとする。

2 前項の告示は、その告示の日から 6 カ月間何人も管理者の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

（平 4 条例 1・一部改正）

(実施規定)

第 5 条 この条例に定めるもののほか財政状況説明書の作成及び公表の手続に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月改正)

この条例は、公布の日から施行する。